

鹿部町強靱化計画

令和2年3月

【目 次】

| | | |
|------|-------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | |
| 1 | 計画の策定趣旨 | 2 |
| 2 | 計画の位置付け | 3 |
| 第2章 | 鹿部町強靱化の基本的考え方 | |
| 1 | 鹿部町強靱化の目標 | 4 |
| 2 | 計画の対象とするリスク | 5 |
| 第3章 | 脆弱性評価 | |
| 1 | 脆弱性評価の考え方 | 6 |
| 2 | リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 | 7 |
| 3 | 評価の実施手順 | 8 |
| 4 | 評価結果 | 8 |
| 第4章 | 鹿部町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定 | |
| 1 | 施策プログラム策定の考え方 | 20 |
| 2 | 施策推進の指標となる目標値の設定 | 20 |
| 3 | 推進事業の設定 | 20 |
| | 【鹿部町強靱化のための施策プログラム一覧】 | 21 |
| 第5章 | 計画の推進管理 | |
| 1 | 計画の推進期間等 | 32 |
| 2 | 計画の推進方法 | 32 |
| 【別表】 | 鹿部町強靱化のための推進事業一覧 | 33 |

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、本町においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、本計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

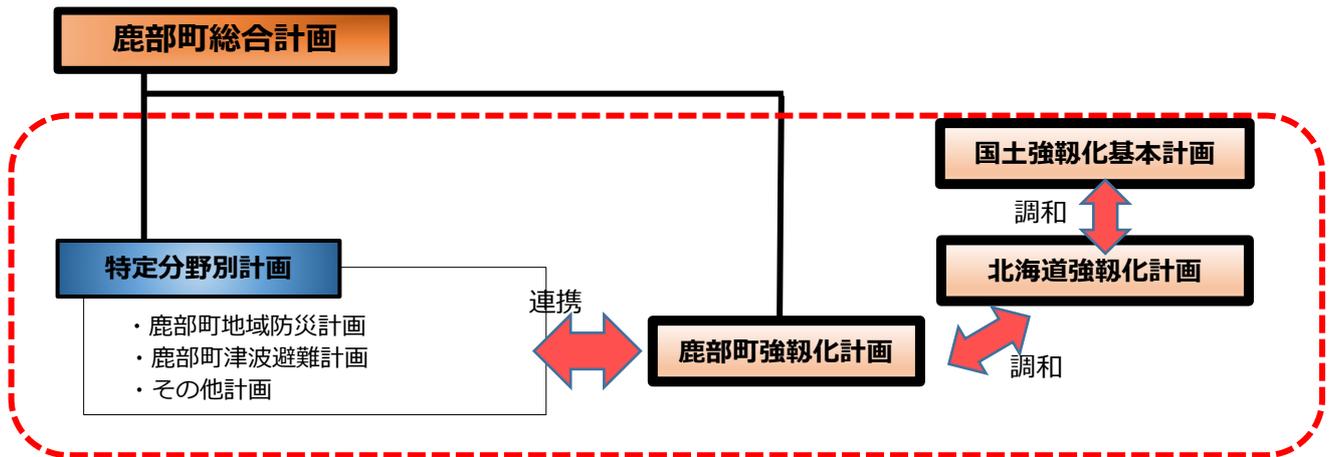
この間、本町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓、更には庁舎移転を踏まえ、「鹿部町地域防災計画」の見直しの検討をはじめたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、本町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「鹿部町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、本町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 鹿部町強靱化の基本的考え方

1 鹿部町強靱化の目標

鹿部町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

本町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、鹿部町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを鹿部町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

鹿部町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と鹿部町社会経済システムを守る
- (2) 鹿部町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 鹿部町の持続的成長を促進する

2 計画の対象とするリスク

鹿部町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と鹿部町の社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 鹿部町における主な自然災害リスク

（１）地震・津波

太平洋沖における海溝型地震、内陸型地震

（２）火山噴火

駒ヶ岳

（３）豪雨／暴風雨／竜巻

河川決壊、山地地滑り、道路破損、林道破損

（４）豪雪／暴風雪

大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊

2-2 町外における主な自然災害リスク

（１）首都直下地震

発生確率 …… M7.3 程度、30 年以内に 70%

（２）南海トラフ地震

発生確率 …… M8～9 以上、30 年以内に 70～80%

（３）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

発生確率 …… M8～9 以上、30 年以内に 60%

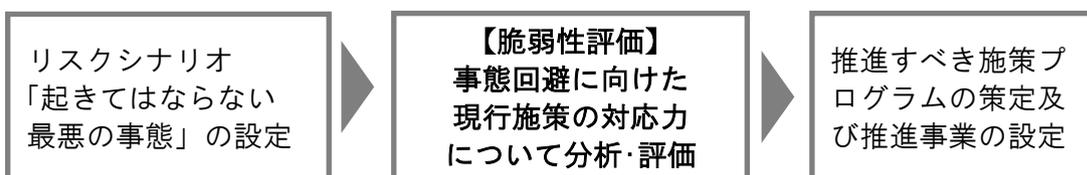
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる鹿部町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと21の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 21の「起きてはならない最悪の事態」】

| カテゴリー | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |
|------------------|-------------------------------------|
| 1 人命の保護 | 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 |
| | 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| | 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 |
| | 1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 |
| 2 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| | 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺 |
| 3 行政機能の確保 | 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下 |
| 4 ライフラインの確保 | 4-1 エネルギー供給の停止 |
| | 4-2 食料の安定供給の停滞 |
| | 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 |
| 5 経済活動の機能維持 | 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| | 5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下 |
| 6 二次災害の抑制 | 6-1 道路の機能不全による広域避難等交通麻痺による被害の拡大 |
| | 6-2 森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 7 迅速な復旧・復興等 | 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 |

3 評価の実施手順

前項で定めた21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化は、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上であり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、個別施設計画を策定し、当該計画に沿った維持管理や更新等を適切に行う必要がある。
- 空き家等の解体や利活用を促進する必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 避難場所については、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を実施しているが、大規模な駒ヶ岳火山噴火災害における広域避難について函館市と全町避難体制を確立していく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために、鹿部町福祉避難所マニュアルを作成し、必要な福祉避難所の指定について、渡島リハビリと協定を締結するなどおおむね順調に進捗している。今後、自主防災組織等、支援組織などの組織化を促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や災害備蓄品の配分について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備と災害備蓄品の集積を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や広域避難時の避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する必要がある。

(啓発活動等の取組)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や消防用設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標】

- ・ 公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な建替え
- ・ 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（R2策定）に基づく計画的な更新や維持管理の推進
- ・ 土地利用計画に基づく計画的な公共建築物等の配置
- ・ 広域避難計画に基づく函館市との広域避難所指定に係る協定の締結
- ・ 函館広域幹線道路の整備促進

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布に加え、自主防災組織による避難体制の確立が図られつつある。
- 現況、土砂災害警戒区域の指定地区は、ハザードマップの作成・配布が完了しており、今後、住民による避難訓練や自主防災組織の実効性を推進する必要がある。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 国及び道において、駒ヶ岳火山噴火に伴う火山泥流対策としての砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が残されており、引き続き国及び道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。

【指標】

- ・ 治山、急傾斜地の未整備箇所の解消

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 現在、北海道が平成24年に公表した予想される最大クラスの巨大津波を想定した浸水予測図を基に、ハザードマップ及び鹿部町津波避難計画を作成し、隔年で住民避難訓練を実施するなど一定の成果を得ている。
- 今後、「北海道の津波浸水予測図の見直し」により、津波災害警戒区域の指定やハザードマップの改定など、避難体制の再整備が必要となる。

（防災拠点の整備）

- 防災拠点となる鹿部町役場が浸水エリアにあることから、役場の移転事業が推進中であり、今後、避難施設等の施設整備の一層の促進を図る必要がある。

【指標】

- ・ 津波避難計画・ハザードマップ等の改定
- ・ 防災拠点を中心とした避難施設等の整備

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 道の河川氾濫水域に基づく洪水ハザードマップ作成・配布や、避難訓練の実施を促進する必要がある。
- 内水ハザードマップの作成等についても促進する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 国、道、町のそれぞれの管理河川において、水位計の設置など河川監視体制を強化し、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ等の整備を進める必要がある。

【指標】

- ・ 洪水ハザードマップの作成
- ・ 内水ハザードマップの作成
- ・ 防災訓練等の実施

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設について、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、町）において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標】

- ・ 除雪路線の維持
- ・ 排雪（堆雪）場所の確保

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策（海外観光客含む）が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標】

- ・ 帰宅困難者等支援に関する企業との協定
- ・ 防災備蓄計画に基づく防災備品等の適正配備

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化するため、通信環境の一元化が必要である。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び関係機関と情報共有を図り、町民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 大規模災害時を想定した防災訓練などを通じ、各機関のリエゾンによる情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

（自主防災組織の結成）

- 地域防災マスター制度などを活用し、地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

（町民等への伝達体制の強化）

- 災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 町民等への災害情報の伝達手段として、防災行政無線の戸別受信機が大きな役割を果たしているが、緊急速報メールや SNS などの多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害発生時において、観光客（海外観光客含む）の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の見直し、活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

（防災教育推進）

- 学校教育においては、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、1日防災学校や地域・学校の実情に応じた実践的かつ継続的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう衛星携帯電話を引き続き維持する必要がある。

【指標】

- ・ 防災行政無線等の計画的な更新
- ・ 通信機器の定期的保守の実施
- ・ 地域防災マスター取得者の促進及び自主防災組織の強化
- ・ 防災訓練の実施

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 鹿部町地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 官民の連携体制の充実強化を図っていく必要がある。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため道などと連携し啓発活動に取り組む必要がある。
- 非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標】

- ・ 防災関係の協定件数
- ・ 各家庭への防災備蓄に係る啓発の実施

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 道が主催する防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(北海道の自衛隊体制の維持・拡充)

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、北海道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた北海道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、北海道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標】

- ・ 防災訓練の実施
- ・ 消防資機材の充実

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（災害時拠点病院との連携強化）

- 町内に災害拠点病院がないことから、北海道により指定されている災害拠点病院との連携強化を図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標】

・

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(道及び市町村の災害対策本部機能の強化)

- 道では、被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、本町においては、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の定期的な点検を行う必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 業務全体を対象とした業務継続体制の整備を促進する必要がある。

(IT 部門における業務継続体制の整備)

- 災害時においても、業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など取組を計画的に進める必要がある。
- IT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT 部門の業務継続計画 (IT-BCP) の策定を促進する必要がある。

(他自治体との広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他自治体との広域応援・受援体制を継続する必要がある。

【指標】

- ・ 消防団員の確保
- ・ 業務継続体制の整備

(4) ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本町に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、本町における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。

(電力基盤の整備)

- 北本連系設備については、現在 60 万 kw から 90 万 kw への容量拡大に向け電力会社の取組が進められているが、その早期実現に加え、国の主導のもとでの新たな整備手法による更なる容量拡大に向けた取組が求められる。
- 被災による停電時には、分散型電源としての電力供給機能のほか、廃熱利用による暖房や冷房等の機能も有するコージェネレーションシステムの導入を推進する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標】

- ・ 石油供給関連事業者との情報共有・連携を促進
- ・ 公共施設の再生可能エネルギー利用

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(水産業等の体質強化)

- 現在、本町の水産業等は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の水産業等の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(町産食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる水産物等の販路拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

(災害時における生鮮食料品の供給体制の確保)

- 災害時の生鮮食料品の安定供給に向けた連携体制の取組等を進める必要がある。

【指標】

- ・ 生鮮食品販売事業所との協定締結
- ・ 漁港施設整備の促進

4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（浄化槽の耐震化、老朽化対策等）

- 老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標】

- ・ 水道施設の計画的な更新及び耐震化の実施
- ・ 応急給水訓練への参加

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（北海道新幹線の整備）

- 東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を進める上で、新幹線は基幹となる交通手段であるとともに、平時からのリスク分散や大災害時の緊急支援を円滑に進めるためには、北海道・本州間の陸路による高速輸送を可能とする新幹線の役割が大変重要であり、札幌までの延伸を可能な限り早期に実現する必要がある。
- 本州方面への食料供給に欠かせない鉄道貨物輸送の機能性・安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するため、青函共用走行区間の走行問題に関する抜本的解決を早期に図る必要がある。

（高規格幹線道路等を軸とした道路ネットワークの整備）

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路等と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

（航空ネットワークの維持・拡充）

- 広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、航空ネットワークを構成する国際・国内・道内の各航空路線の維持・拡充を図る必要がある。また、民間飛行場との連携強化を図る必要がある。

【指標】

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した北海道の優位性を活かして、オフィスや生産拠点の北海道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業における業務継続体制の強化)

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標】

- ・ 企業立地の促進

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時において陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。
- 陸路における輸送困難時（落石や倒木等）な場合の除去作業に係る建設業協会との協定を締結していることから、今後、平時からの情報共有や連携強化を図る必要がある。

【指標】

- ・ 物流拠点施設の整備

(6) 二次災害の抑制

6-1 道路の機能不全による広域避難等交通麻痺による被害の拡大

【評価結果】

(道路の機能維持)

- 本町では、駒ヶ岳大規模噴火に際しては、全町民の函館市方面への広域避難が必要となり、避難路となる国道278号線や道道川汲線が降灰や土砂災害などにより交通が途絶すれば、人命にかかわる大きな問題となる。
- そのため、道路管理者との訓練を通じた対策強化やリエゾンを活用した業務の推進が必要となる。

【指標】

- ・ 駒ヶ岳噴火災害を想定した図上訓練による、問題点の把握と連携強化

6-2 森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

【指標】

- ・ 町有林の計画的な森林整備
- ・ 森林環境譲与税を活用した森林整備

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理)

- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築するため「災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、未調査区域等の調査等の推進を図る必要がある。

【指標】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定
- ・ 地籍調査進捗率

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

(技術職員による応援体制)

- 道内の被災市町村からの技術職員の応援要請に対応するため、北海道と一定の規模以上の道内市町村による連絡会議が設置されており、引き続き連絡会議の枠組みを活用した応援体制の強化を図る必要がある。

【指標】

- ・ 災害発生時の協定発動

第4章 鹿部町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「鹿部町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【鹿部町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策の推進に関する分野を末尾に〔 〕書きで記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 鹿部町耐震改修促進計画改定及び新計画に基づく住宅の耐震化の促進 [住宅]
- 鹿部町土地利用計画に基づく公共施設等の再配置 [住宅・土地]

（建築物等の老朽化対策）

- 公共施設等個別施設計画等に沿って、計画的な維持管理や施設更新の実施 [公共施設]
- 鹿部町水道経営戦略等に基づき計画的な維持管理や施設更新の実施 [水道]

（避難場所等の指定・整備）

- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び広域避難体制の促進 [防災]
- 要配慮者避難に係る自主防災組織等支援組織の組織化 [福祉・防災]
- 災害備蓄品の集積 [防災]
- 遊具の安全性の維持、計画的な更新 [公園]

（緊急輸送道路等の整備）

- 一般国道 278 号の防災対策等、整備促進に向けた要請活動 [道路]
- 安全な通行・歩行を確保するための道道整備に向けた要請活動 [道路]
- 町道（橋梁含む）の改良及び維持補修 [道路・河川]
- 交通安全施設の整備 [交通安全・防犯]

（啓発活動等の取組推進）

- 消防用設備・危険物施設の安全確保と火災の未然防止の取組 [消防・防災]
- 住宅用火災警報器の普及 [消防]
- 自主防災組織の育成、活動支援 [防災]

- 各種団体との連携、幅広い広報活動などによるコミュニティ意識の高揚 [コミュニティ]
- 広報誌の内容の充実 [広報・広聴]

《指 標》

- ・ 公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な建替え
- ・ 土地利用計画に基づく計画的な公共建築物等の配置
- ・ 地域防災計画に基づく施設整備等の推進
- ・ 函館広域幹線道路の整備促進

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

- 自主防災組織の更なる強化 [防災]
- 土砂災害警戒区域住民の避難訓練、自主防災組織の実効性推進 [治山、林業、防災、水産]

(砂防設備等の整備)

- 砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の未整備箇所等に関し、施設整備・老朽更新の国や道への要請 [治山、林業、防災、水産]

《指 標》

- ・ 土砂災害警戒区ハザードマップの改定
- ・ 治山、急傾斜地の未整備箇所の解消

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

- 新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂 [防災]
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置・整備の促進 [防災、道路]

(防災拠点等の整備)

- 役場移転事業に伴う防災施設の整備 [防災、建設]

(海岸保全施設等の整備)

- 海岸保全施設の老朽化補修・更新や維持管理の要望 [防災、水産、治山]

《指 標》

- ・ 津波ハザードマップの改定
- ・ 各種標識、表示板等の設置の促進

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 洪水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進 [防災・道路]
- 内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進 [防災、道路]

(河川改修等の治水対策)

- 水位計の設置、河道の掘削、築堤、放水路の整備などの治水対策を推進 [河川]
- 可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進 [河川、防災]

《指 標》

- ・ 洪水ハザードマップの作成
- ・ 内水ハザードマップの作成
- ・ 防災訓練等の実施

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、町民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化 [防災、道路]
- 暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進 [防災、道路]
- 防雪柵や雪崩予防柵など、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努め、計画的な施設整備を推進 [道路、治山]

(除雪体制の確保)

- 管理水準に基づく適切な除排雪を推進 [道路]
- 豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化 [道路]
- 緊急輸送道路や避難路の除雪を強化 [道路]
- 除雪機械の計画的な更新、増強の推進 [道路]

《指 標》

- ・ 除雪路線の維持
- ・ 排雪（堆雪）場所の確保

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化 [防災]

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 避難所等の冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進 [防災]

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- 関係機関相互の連絡体制を強化、通信環境の一元化 [行政運営]
- 道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、衛星携帯電話の維持を促進 [防災]

(町民等への情報伝達体制の強化)

- 各種災害に係る避難勧告等の発令基準の策定を促進 [防災]
- 防災行政無線の計画的な更新、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化 [防災]

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進 [観光、情報通信]
- 案内表示等の多言語化を促進 [観光、情報通信]
- 交通弱者等のための移動手段の確保・運営体制の検討 [公共交通]
- 高齢者等の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進 [高齢者福祉]

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 地域防災マスター制度の効果的な活用 [防災]
- 地域防災力の強化に向けた取組を推進 [防災]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的かつ継続的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進 [学校教育、防災]

《指 標》

- ・ 防災行政無線等の計画的な更新
- ・ 通信機器の定期的保守の実施
- ・ 地域防災マスター取得者の促進
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 北海道教育委員会と連携した小・中学校における「1日防災学校」の実施
- ・ 鹿部町教育研究所を活用した幼・小・中一貫した防災教育の実施

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進 [防災]
- 内陸部など地理的に離れた市町村との「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含め町の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進 [まちづくり]
- 広域防災拠点の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討 [防災]

(非常用物資の備蓄促進)

- 非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進 [防災]
- 各当事者の自発的な備蓄の取組を促進 [防災]

《指 標》

- ・ 防災関係の協定件数
- ・ 各家庭への防災備蓄に係る啓発の実施

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保 [防災、消防]
- 航空機を保有する関係機関の相互連携を強化 [防災]
- 効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進 [防災、消防]
- 緊急車両等の計画的な更新 [防災、消防]

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進 [防災]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 災害用資機材等の更新・配備を計画的に実施 [消防、防災]

《指 標》

- ・ 防災訓練の実施
- ・ 災害用資機材等の充実

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化)

- 災害拠点病院との連携強化 [医療、保健]

(災害時における福祉的支援)

- 自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援の充実 [高齢者福祉]

(防疫対策)

- 定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進 [保健、環境衛生]

《指 標》

- ・ 防災備蓄計画に基づく防感染症対策備品等の適正配備

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進 [防災]
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直しなど、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進 [防災]
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な行政施設の耐震化等を促進 [防災]

(行政の業務継続体制の整備)

- 業務全体を対象とした業務継続体制を確保 [行政運営]
- 重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練などや、「IT部門の業務継続計画 (IT-BCP)」の策定を計画的に進めるとともに、情報システムの機能維持のための取組を促進 [行政運営]

(広域応援・受援体制の整備)

- 他自治体との広域応援・受援体制の構築 [行政運営、広域行政]

《指 標》

- ・ 消防団員の確保
- ・ 業務継続体制の整備

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 再生可能エネルギーなどの関連施策を総合的に推進 [エネルギー、環境保全]

(電力基盤等の整備)

- 道外との電力融通の確保に欠かせない北本連系設備の増強に向けた取組を推進 [エネルギー]

(石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者との協定に基づき、石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進 [防災]

《指 標》

- ・ 石油供給関連事業者との情報共有・連携を促進
- ・ 公共施設の再生可能エネルギー利用

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進 [水産、商工、企業誘致]
- 経営安定対策や担い手確保対策などの取組を推進 [水産、商工、企業誘致]

(町産食料品の販路拡大)

- 農水産物や加工食品の販路拡大を推進 [水産、商工、企業誘致]

(生鮮食料品の流通体制の確保)

- 生鮮食料品の安定供給に向けた流通体制の確保 [水産、商工、企業誘致]

《指 標》

- ・ 生鮮食品販売事業所との協定締結
- ・ 漁港施設整備の促進

4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 水道施設等の更新や維持管理などの老朽化対策を促進 [水道]
- 緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進 [水道]

(浄化槽の防災対策)

- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進 [環境衛生]

《指 標》

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(北海道新幹線の整備等)

- 札幌までの開通が可能な限り早期に実現するよう、関係機関の連携の下、財源や技術上の課題の解決に向けた取組を推進 [公共交通]

(交通ネットワークの整備)

- 高規格幹線道路等と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進 [まちづくり]
- 鹿部町地域公共交通網形成計画に基づく計画的な事業の推進 [公共交通]

(道路施設の防災対策等)

- 落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施 [道路]
- 道路施設の計画的な補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施 [道路]

(その他)

- 民間飛行場との連携強化 [まちづくり]
- 鉄道の利用促進 [公共交通]

《指 標》

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

(企業の業務継続体制の強化)

(被災企業等への金融支援)

《指 標》

- ・ 企業立地の促進

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 漁業振興及び流通多角化の推進 [水産、商工、企業誘致]

《指 標》

- ・ 物流拠点施設の整備

6. 二次災害の抑制

6-1 道路の機能不全による広域避難等交通麻痺による被害の拡大

(道路の機能維持)

- 道路管理者との訓練等を通じ、問題の共有及び対策強化 [防災・建設]

《指 標》

6-2 森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全)

- 造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進 [林業]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進 [林業、環境衛生]

《指 標》

- ・ 町有林の計画的な森林整備
- ・ 森林環境譲与税を活用した森林整備

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 災害廃棄物処理計画の策定を促進 [環境衛生]

(地籍調査の実施)

- 土地境界の把握に必要な未調査区域等の地籍調査を推進 [地籍]

《指 標》

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定
- ・ 地籍調査進捗率

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化 [防災]
- 若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進 [防災、経済]

(行政職員の活用促進)

- 国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化 [行政運営、広域行政]

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行うとともに、鹿部町総合計画改定等の時期においては、持続可能な開発目標（SDGs）の推進を図ることとしているため、本計画を含め整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、鹿部町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 鹿部町強靱化のための推進事業一覧

| 所管課 | 事業名 | 箇所名・地区名 |
|--------|--------------------------|---------|
| 総務・防災課 | 消防防災施設整備費補助金事業 | |
| | | |
| 企画振興課 | 地方創生整備推進交付金事業 | |
| | 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）事業 | |
| 民生課 | 循環型社会形成推進交付金事業 | |
| | 空き家対策推進事業 | |
| 保健福祉課 | 社会福祉施設等施設整備補助金事業 | |
| | 次世代育成支援対策施設整備交付金事業 | |
| | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業 | |
| | 保育所等整備交付金事業 | |
| 水産経済課 | 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）事業 | |
| | 治山事業（緊急予防治山事業） | |
| | 林業・木材産業成長産業化促進対策事業 | |
| | 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 | |
| | 水産基盤整備事業 | |
| | 浜の活力再生・成長促進交付金事業 | |
| | 農山漁村地域整備交付金事業 | |
| | 海岸事業（漁港海岸） | |
| | 地域資源活用基盤整備支援事業 | |
| | 地域主体の新エネ導入支援事業 | |
| | 地熱発電に対する理解促進事業 | |
| 建設水道課 | 防災・安全交付金事業 | |
| | 社会資本整備総合交付金事業 | |
| | 地籍調査事業 | |
| | 生活基盤施設耐震化等交付金事業 | |
| 生涯学習課 | 学校施設環境改善交付金事業 | |
| | 学校安全対策費・防災教育推進事業 | |
| | | |
| | | |